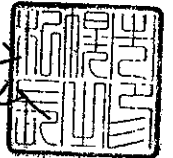


札幌市農業体験交流施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月 26 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第22号

札幌市農業体験交流施設条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市農業体験交流施設条例施行規則（平成7年規則第51号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条の見出し中「撮影行為」を「撮影」に改め、同条第1項中「写真又は映画」を「業としての写真、映画等」に、「撮影行為」を「単に「撮影」に、「行為申請者」を「撮影申請者」に、「写真・映画撮影行為承認申請書」を「撮影承認申請書」に、「行為変更申請者」を「撮影変更申請者」に、「写真・映画撮影行為変更承認申請書」を「撮影変更承認申請書」に改め、同条第2項中「撮影行為の」を「撮影の」に、「うえ、行為申請者」を「上、撮影申請者」に、「写真・映画撮影行為承認書」を「撮影承認書」に、「行為変更申請者」を「撮影変更申請者」に、「写真・映画撮影行為変更承認書」を「撮影変更承認書」に改める。
- (2) 第5条、第8条各号及び第13条第2項第2号中「撮影行為」を「撮影」に改める。
- (3) 様式5中「写真・映画撮影行為承認申請書」を「撮影承認申請書」に、「あて先」を「宛先」に、

「

撮影の内容	1 業としての写真の撮影	※区分	一般
	2 業としての映画の撮影		テレビ

を

」

撮 影 の 内 容	1 業としての映画の撮影 2 業としてのテレビその他の動画の撮影 3 業としての写真の撮影	に
-----------	---	---

改める。

(4) 様式 6 中「写真・映画撮影行為変更承認申請書」を「撮影変更承認申請書」に、「あて先」を「宛先」に、

撮 影 の 内 容	1 業としての写真の撮影 2 業としての映画の撮影	1 業としての写真の撮影 2 業としての映画の撮影	を
-----------	------------------------------	------------------------------	---

撮 影 の 内 容	1 業としての映画の撮影 2 業としてのテレビその他の動画の撮影 3 業としての写真の撮影	1 業としての映画の撮影 2 業としてのテレビその他の動画の撮影 3 業としての写真の撮影	に
-----------	---	---	---

改める。

(5) 様式 7 中「写真・映画撮影行為承認書」を「撮影承認書」に、

撮 影 の 内 容	1 業としての写真の撮影	区 分	一 般	を
	2 業としての映画の撮影		テ レ ビ	

撮 影 の 内 容	1 業としての映画の撮影
	2 業としてのテレビその他の動画の撮影
	3 業としての写真の撮影

に

改める。

(6) 様式 8 中「写真・映画撮影行為変更承認書」を「撮影変更承認書」に、

撮 影 の 内 容	1 業としての写真の撮影	1 業としての写真の撮影
	2 業としての映画の撮影	2 業としての映画の撮影

を

撮 影 の 内 容	1 業としての映画の撮影	1 業としての映画の撮影
	2 業としてのテレビその他の 動画の撮影	2 業としてのテレビその他 の動画の撮影
	3 業としての写真の撮影	3 業としての写真の撮影

に

改める。

(7) 様式 9 中「あて先」を「宛先」に、「撮影行為」を「撮影」に改める。

(8) 様式 10 中「撮影行為」を「撮影」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。